

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

# 元気に育て かりやの子どもたち

～安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現～

基本理念は、「刈谷市エンゼルプラン」からの理念を引き継ぎ「元気に育て かりやの子どもたち」とします。子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもが健やかに育ち、また安心して子どもを生み育てることができるように、社会全体で支援していこうとするものです。

その理念は、家族、地域、事業所、関係機関・関係団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちの権利と利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び環境整備を行い、その成長を見守り支えることで、「安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現」を目指します。

### 2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の7項目を基本的視点として、施策・事業を組み立て、推進します。なお、行政が施策を推進することはもとより、家族や地域の住民、関係団体・関係機関等が連携を図りながら、本計画を推進します。

#### 1 子どもの視点

子どもの権利と幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った施策・事業を推進します。

#### 2 次代の親への視点

子どもが成長して親になったとき、あるいは大人として子どもの育ちに関わるときのために、豊かな人間性を形成し、自立することができるよう、中・長期的な視点に立った施策・事業を推進します。

#### 3 多様化したニーズに対応する視点

子育て家庭の生活実態や多様化した子育て支援のニーズに対応するため、子育て支援の質を評価し、向上させていくという視点から、関係職員等の人材の資質向上、情報公開や行政評価などの取り組みのほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援を提供するため

に、利用者の視点に立った施策・事業を推進します。

#### 4 すべての子どもと家庭への支援の視点

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもの育ちを等しく保障する視点に立った取組みを推進します。

#### 5 地域社会全体による支援の視点

子どもは、家庭や子ども同士の関係だけでなく、地域の人々、自然、文化と関わるなかで、豊かな人間性を身につけていきます。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、事業所、行政をはじめ地域社会全体が地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要です。子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを推進します。

#### 6 ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

子育ては性別にかかわらず取り組むことが大切であり、仕事と子育ての両立を可能にする働き方の見直しには、職場等の理解と協力が必要不可欠です。市民一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期等の人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりができるよう、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを推進します。

#### 7 切れ目のない支援の視点

親になる人達が多様なライフスタイルや子どもの発達段階に合わせて、妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、相談体制の充実をはじめとした妊娠・出産・育児への切れ目のない支援の視点に立った取組みを推進します。



### 3 基本目標

#### (1) 地域における子ども・子育て支援

すべての子どもと家庭への支援の視点から、ニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。特に保育については、子どもの最善の利益の実現に向け、利用者の生活実態や意向を踏まえ、提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援等のネットワークの形成を促進するとともに、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

#### (2) 仕事と子育ての両立支援

仕事や社会活動等と子育ての両立を支援するため、多様な保育、放課後児童クラブの充実を推進します。また、事業所、地域、子育て支援団体などと相互に連携し、男女がともに協力して子育てができるよう、家事・育児の分担や協力について、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った啓発を行うとともに、親の子育て力の向上や子育てへの参加促進に努めます。

併せて子育てしながら働きやすい環境整備に向けて、事業所に両立支援を可能にする制度導入に関する啓発を行います。

#### (3) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう切れ目のない支援を推進するとともに、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各種母子保健事業や小児医療を実施し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

#### (4) 支援が必要な子ども・家庭への支援

児童虐待の背景は多岐にわたることから、虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促進していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、虐待の防止対策等の充実を図ります。また、配偶者等からの暴力（DV）被害者の適切な保護及び日常生活への支援を行います。

ひとり親家庭等、支援が必要な子育て家庭に対するサポートを充実させるとともに、子育て・教育にかかる経済的な支援の情報提供や相談体制の充実に努めます。

また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制を強化します。

#### (5) 子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

学校教育において、子どもの豊かな人間性を形成し自立を支えるために、個々の子どもの実態に合った支援に重点を置き、社会の変化に対応した教育を推進します。

また、子どもの安全・安心を重視し、学校・保護者・地域が連携して子どもがのびのびと育つ環境づくりに努めます。

#### (6) 子どもにやさしいまちづくり

安心して子どもを生み育て、子どもが健康に育ち、豊かに学び、事故や犯罪等の被害に遭わな

いようなまちづくりが必要です。

このため、子どもやその保護者、妊産婦が快適に暮らせる生活環境を整備し、安全で安心して暮らすことができる子どもにやさしいまちづくりを推進します。

## 4 施策体系

